

【諮問（個人）第154号】

26川情個第19号
平成26年10月10日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 青柳幸一

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成25年9月3日付け25川ま管第874号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分は、妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成25年7月17日付けで川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「市営住宅の記録等」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、同年7月23日付けで、文書不存在を理由に拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、同年8月7日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第154号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

- (1) 平成25年8月7日付け異議申立書における主張要旨
本件処分は、本件請求時の異議申立人と川崎市担当職員の解釈の違いによるものである。
- (2) 平成26年1月17日実施の口頭意見陳述における主張要旨
 - ア 平成14年以降〇〇区〇〇の住所で、異議申立人と異議申立人の配偶者の名前で何度も市営住宅の申込みを行ったことはあるが、入居したことはない。
 - イ 平成13年に〇〇区△△から同区〇〇に転居し、区役所で住所異動の手続を行った。その後、平成21年から、実際には以前居住していた△△で生活していたが、住所異動の届出を行わなかったため、住所は平成25年9月まで〇〇のままだった。市営住宅に申し込んだ時の住所は、〇〇であった。保有個人情報開示請求書には、△△の住所を記入した。保有個人情報開示請求書の住所に△△の住所を記載した理由は、〇〇に文書を送られては困ると思ったからであって、そのことはプライベートなことであるため、担当者に話す必要はないと思った。

4 実施機関の主張要旨

平成25年10月15日付け処分理由説明書及び平成26年3月18日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 保有個人情報開示請求時の本人確認については、運転免許証等の提示を求めている。本件請求では、総務局行政情報課情報公開担当において、保有個人情報開示請求書に記載された氏名及び住所と、異議申立人が提示した運転免許証に記載された氏名及び裏面に記載された現在の住所を照合し、本人であることを確認した。
- (2) 市営住宅の入居者情報（過去の入居者を含む）及び市営住宅使用申込に係る情報は、市営住宅総合管理システムにおいて管理している。
- (3) 保有個人情報開示請求書に記載されている異議申立人の住所は市営住宅の所在地のいずれにも該当しないため、異議申立人は市営住宅の現在の入居者ではないものと判断した。なお、過去の入居者である可能性はあるが、実施機関では、転居後の住所を把握しておらず、過去の入居者を現住所のみで検索することは不可能である。次に、現に保有している平成15年10月以降の市営住宅使用申込履歴を、カナ氏名で検索したところ該当者があり、さらに漢字表記が同じ名義の申込みもあったが、いずれも異議申立人の住所とは一致しなかった。また、異議申立人は、本件請求時の異議申立人と川崎市担当職員の解釈の違いを主張しているが、上記の方法により検索を行った結果、本件請求に係る保有個人情報を保有していないことを確認している。
- (4) 以上のことから、異議申立人に該当するデータ及び紙文書は存在せず、本件請求に係る保有個人情報は保有していないため、拒否処分を行ったものである。
- (5) 保有個人情報開示請求書に記載された住所は、入居者の住所（市営住宅の所在地）及び申込み者の住所には該当しなかったため、実施機関で所有している文書は異議申立人の前住所地等、住所が異なっているものではないかと推察している。異議申立人は、プライベートな部分を伝えないと探すことにもつながらないものなのか、と主張しているが、もし、住所が異なる等の事情があれば、それを異議申立人から示していただかないと文書の特定ができないものとする。

5 審査会の判断

- (1) 本件請求時の異議申立人の現住所と異議申立人の請求対象保有個人情報記載の住所の不一致

異議申立人は、平成25年7月17日に、実施機関に対して異議申立人の市営住宅の記録等につき開示請求を行った。

異議申立人は、昭和47年頃より〇〇区の住民であり、当初、〇〇区△△に居住していたが、平成13年に〇〇区〇〇へ転居し、その後平成21年に〇〇区△

△へ転居した。

異議申立人が本件請求を行ったのは、〇〇区△△に転居した後であったが、異議申立人によれば、市営住宅の使用申込の際に申込書に記載した異議申立人住所は、〇〇区〇〇である。しかし、本件請求時には、異議申立人は本件保有個人情報開示請求書の住所欄に、〇〇区△△の住所を記載し、実施機関に請求を行っていた。

(2) 実施機関の情報管理体制及び検索手続

実施機関は、市営住宅の入居者情報（過去の入居者を含む。）及び市営住宅使用申込みに係る情報を市営住宅総合管理システムで管理している。

実施機関の説明によると、実施機関は本件請求を受け、異議申立人の住所は市営住宅ではないため、異議申立人は市営住宅の現在の入居者ではないと判断した。また、過去の入居者である可能性はあるが、実施機関は過去の入居者の転居後の住所を知り得ず、過去の入居者を現住所のみで検索することは不可能であるため、入居者情報の検索は行わなかった。なお、異議申立人によると、異議申立人が市営住宅に入居した事実はないとのことであった。

そこで、市営住宅申込履歴をカナ氏名で検索したところ複数の該当者があり、漢字表記が同じ者もあったが、いずれも開示請求書記載の住所と一致しなかったとしている。

(3) 本件処分における実施機関の判断の合理性

本件は、市営住宅の申込みを行った際に、申込用紙に記載された異議申立人の住所と、本件保有個人情報開示請求書に記載された異議申立人の住所とが異なることから、実施機関が異議申立人の請求する保有個人情報を検出することができなかつたという事案である。このような場合、保有個人情報開示請求の際に、請求人が記載の上、実施機関宛に提出する「保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求書」（第8号様式）における「請求に係る保有個人情報の内容」欄に請求に係る住所の記載がない限り、若しくは請求人自らが他の何らかの手段によって申し出ない限り、実施機関は同請求書の住所欄記載の請求人の住所に基づき検索を行うのであって、実施機関にはそれ以上に対象公文書を探索すべき法的義務はない。

上記の判断及び検索手順により対象公文書を検出できなかったため、実施機関は、本件請求に対して文書不存在を理由とする拒否処分を行った。対象公文書を検出するために行った上記判断、市営住宅総合管理システムの利用をもって検索を行ったこと、及び上記手順により検索を行ったことについて不合理な点はない。

上記記載住所の補正等について、実施機関は異議申立人に対し郵便等で連絡することはなかったが、そのことが違法とまではいえない。したがって、実施機関の行った文書不存在の判断は妥当なものである。

なお、実施機関は申込書の紙文書自体を検索することまでは行っていないが、実施機関の説明によると、当該申込書についてはその情報を全て市営住宅総合管理システムに入力しているとのことであるから、当該申込書を検索する必要があるとまではいえない。また、市営住宅総合管理システムのデータ及び当該申込書は、平成15年10月以降の記録しか保管していないとのことであるから、異議申立人が平成13年以前に、〇〇区△△の住所にて市営住宅の申込を行ったとしても、当該記録は実施機関において存在しない。

(4) 結論

以上により、本件請求に対して実施機関が行った文書不存在による拒否処分は妥当である。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青柳 幸一

委員 飯島 奈津子

委員 植村 京子

委員 三浦 大介